

調査報告書（要旨）

※本要旨の項番号等は、調査報告書とは必ずしも一致しない。

第1 調査報告書の目的等

調査報告書は、あくまで諮問事項（第1の2参照）に関する本委員会における調査審議の結果を報告することを目的とするものであって、関係者の法的責任について何らかの判断を示すものではない。

第2 本件生徒が自死するに至るまでの間の生活状況等

1 本件生徒の家族関係等

本件生徒の家族関係には、本件生徒の自死に結び付くような問題は認められない。なお、本件生徒の母親は、本件生徒が人間関係に何らかの問題を抱えているのではないかとの認識を抱いていたが、そうした問題意識が家族内で十分には共有されず、また学校との情報共有、意思疎通も十分とはいえなかった。

2 本件小学校在籍時の状況

本件生徒の母親の供述、本件アンケートの結果及び本件生徒の小学校の卒業アルバムには、アルバムに掲載された複数の児童及び教員の顔写真が削り取られたり、黒く塗りつぶされたりした跡があることなどから、本件生徒が本件小学校での人間関係の中で何らかのストレスを抱えていた可能性があるともみらるべきである。

本件生徒が本件中学校において野球に熱心に取り組みたい、勉学に励みたいなどと考えていたことを否定する材料はないし、これらが学区外通学を本件生徒が望んだ理由であった可能性は十分あるが、本件生徒において、本件小学校における人間関係上のストレスから逃れたいという気持ちもあって学区外通学を希望したと考える方が合理的である。

3 本件中学校における学校生活等の状況

本件生徒は、1年次の後期、2年次の前期ともに学級委員長を務め、学級委員長として強い責任感を持っていたことがうかがわれる。また、本件生徒は野球部に所属していたが、土日は部活動を休みがちであり、2年次の夏休みは千葉県中学校総合体育大会の地区予選が終了して以降は部活動に全く出席していない。

4 本件中学校におけるいじめについて

(1) 母親が外国人であることへのからかい

本件生徒が1年次に、同じクラスの生徒数人が、本件生徒の母親が外国人であることをからかうということがあり、平成19年10月及び12月の教育相談及び三者面談において相談されていた。

(2) 制汗スプレーが吹き付けられたこと

平成20年7月5日に行われた野球部の練習試合後の帰りのバスの中で、部員が制汗

スプレーをまき、他の部員が「臭いぞ」などと言うということがあった。

制汗スプレーの件が発生したのは土曜日であるが、本件生徒は週明けの月曜日から、その翌週の月曜日（7月7日から同月14日）にかけて学校を欠席している。本件生徒は、自らのにおい（又は服の汚れ）を日ごろから気にしていたと思われ、制汗スプレーの件は、本件生徒の心を深く傷つけた可能性が高い。

(3) その他の野球部内でのいじめについて

市教委によるアンケート調査や本件アンケート等では本件生徒が野球部内でいじめられていた旨の回答が複数寄せられていること、平成19年10月及び12月の教育相談及び三者面談における相談内容が「野球部員によるからかい」であったとの指摘があることなどを総合すると、制汗スプレーの件以外にも野球部内で本件生徒に対するいじめがあった可能性は否定できない。

なお、市教委も、父親宛の平成24年9月26日付「息子の自殺といじめの関係について再調査の要請（回答）」と題する文書において、「いじめは部活動で行われていた」との認識のもとに、本件生徒の自死に結び付くいじめの有無を判断したと説明している。

(4) その他のいじめについて

ア 本件生徒に対するいじめとして、部活動用のバッグに対する汚損行為が行われ、本件生徒の心を傷つける一因となった可能性は否定できない。

イ 本件生徒が通学に使用していた自転車のタイヤがたびたびパンクしていたことについては、特に本件生徒を標的としたものであったとは認められないが、本件生徒の心が傷つき、又は人間関係上のストレスを抱えていた状況においては、本件生徒の心にダメージを与える出来事であったと思われる。

5 中学2年の夏休み期間中の生活状況等

本件生徒は、2年次の夏休み中、総体の地区予選終了後は部活動に全く出席しておらず、学級担任が本件生徒宅に電話をするなどの対応がとられており、平成20年8月27日には、学年主任、学級担任と本件生徒の父親の三者で面談が行われた。

面談では、本件生徒の父親が、本件生徒及び自身の意向として「野球部を辞めさせてほしい」と発言し、これに対して学年主任らがサポートを約束して慰留するというやり取りがなされ、面談の結果、学校側が本件生徒をサポートすることを前提に本件生徒が野球部を続けるという方向となった。

6 自死直前の生活状況等

(1) 運動会前の状況について

平成20年9月1日に、本件生徒が保護者に無断で欠席の連絡をしていたということがあり、午前11時ごろに母親に付き添われて本件生徒が登校した。

9月2日から同月5日までの間は、本件生徒は通常どおりに登校し、運動会の練習にも休まず参加していた。

(2) 自死前日の欠席について

運動会後に学校が再開した平成20年9月9日は、本件生徒及び保護者から欠席の連絡がないまま本件生徒が登校しなかったため、本件生徒の学級担任が朝に本件生徒宅に電話をしている。学級担任は、同日の夕方にも本件生徒宅に電話をして本件生徒と話しているが、本件生徒に特段変わった様子はなかった。

(3) 自死当日の状況について

午前7時ころ本件生徒の母親から本件生徒が家を出た（出る）との電話が学級担任に入るが、学校に到着せず、学級担任から母親に対し、本件生徒がまだ学校に到着しない旨の電話をした。これを受けて母親が自宅周辺を探したところ、コンビニエンスストアで本件生徒を発見し自宅に連れて帰った。

午前8時30分ころ、学級担任が本件生徒宅に電話をすると本人が出て「母親に、近くのコンビニで見つかり帰るように言われたので、自分は帰った。具合が悪いので休みます。」「学校に行けない。周囲がさぼっていると思っているのが気になる。」などと言った。このとき、本件生徒と学級担任とは1時間弱にわたり電話で話をした。

なお、平成24年9月の市教委による調査では、学級担任は、本件生徒との電話において本件生徒から「部活をサボっていると思われるのでは」と言われたため「そんなことは全然無いから気にしないように」等の話をしたと説明している。

第3 本件生徒が自死するに至るまでの間における関係者の対応状況について

1 本件中学校在籍時のいじめ等に対する対応状況

(1) 母親が外国人であるとのからかいに対する対応

母親が外国人であることについての本件生徒へのからかいについて、指導の結果、平成19年度末の時点では、そのようなからかいも見られず、本人からの訴えもなかったため、2年の学級担任には引き継がなかったとされており、相談内容等が次年度に引き継がれ、本件生徒や他の生徒に対するその後の指導等において活かされた形跡はない。

本件生徒からの相談に対しては、その都度、人の嫌がることは絶対に言わない、からかったりしないといった一般的な指導がなされたようであるが、短期間に繰り返し相談を受けた本件中学校における対応として十分であったかについては疑問が残る。

(2) 制汗スプレーの件における対応

平成20年7月5日に発生した制汗スプレーの件については、同月15日に本件生徒が学年主任に相談し、その日のうちに対応がとられている。

関係した生徒からは、学級担任と生徒指導担当教員らが事情を聞いたところ、ふざけて制汗スプレーをまいたが本件生徒を標的にしたものではない、「臭いぞ」との発言はスプレーのにおいが臭いという意味で本件生徒のことを言ったわけではない、という説明がなされた。このほか、野球部内において、①平成20年6月後半ころ、本件生徒の練習着が汚れていたことがあり、翌日も汚れたままであったことから、3名の生徒が「練

習着洗っていないんじゃないか。におうよね。」という会話をした（ただし、本件生徒の前で会話はしていない。）こと、②2年生部員の大半が本件生徒の「におい」に関する話をしていること、③本件生徒の母親が外国人であることを言っている生徒がいたこと、も判明した。

これも踏まえて、関係した生徒に対しては指導がなされているが、本件生徒を標的としたものではなかった等の説明をもって本件生徒の十分な納得を得られていたとは考えにくい。この問題に対する教員の対応には、本件生徒の心情への配慮に欠けたところがあったと言わざるを得ない。

本件生徒は、制汗スプレーの件があつてから1週間以上にわたり学校を欠席しているが、その間、本件中学校においても家庭においても、1週間以上にも及ぶ長期の欠席に対して十分なケアが行われていたとは考えにくい。

2 中学2年の夏休みにおける対応

本件生徒が2年次の夏休みに部活動を長期間欠席した際には、上記のとおり、学級担任らによる家庭訪問などが試みられ、本件生徒の父親との面談も実施されるなどしているが、本件生徒から教員又は保護者がじっくり話を聞くといった対応は全くとられておらず、本件生徒自身の心情を置き去りにするものであったと言わざるを得ない。

3 本件中学校における指導体制について

本件中学校では、多くの問題への対応が学年単位でなされていたという特徴があり、例えば部活動に関する問題でも原則として「学年」で対応するという方法がとられていた。

本件との関係で、こうした「学年による指導」に問題があつたということとはできないが、本件生徒について「学年」と野球部の顧問らが協働した対応が見受けられないのは、かかる指導体制が背景にあつたものと思われる。

第4 本件生徒の自死の原因について

1 本件生徒の遺書について

本件生徒の遺書からは、これを作成した段階で本件生徒が「世の中につかれました。」と記載するほどに精神的に疲弊していたこと以上の事情を読みとることは困難である。

2 本件生徒に精神的苦痛が蓄積していた可能性が高いこと

本件生徒については、上述のとおり、本件小学校在籍時の人間関係に何らかの問題を抱えていた可能性があること、及び本件中学校在籍時には、からかいその他のいじめに遭っていたことが認められ、野球部内における「制汗スプレー」の件などもあつて、精神的な苦痛が相当程度蓄積していたと考えられる。

加えて、本件生徒は、蓄積していく精神的苦痛を解消し、又は緩和するために周囲の助力を得ることもできない状況にあつたと考えられる。

3 本件生徒が自死を決意した理由について

本件生徒が学校生活において相当程度の精神的苦痛を受けていたことを踏まえると、「学

校が始まる」ということが本件生徒をして自死を実行する最後の決断をさせたと推認するのが合理的である。特に、野球部内での出来事や本件生徒が2年次の夏休みの大半部活動を欠席していたことなどからすると「部活動が始まる」ということが本件生徒にとって大きな心理的負担となっていた可能性が高い。

ただし、自死の原因の全てが学校生活や部活動における問題にあったと断定するに足る証拠はなく、本件生徒が自死を決意した原因の全容は解明に至らなかった。

第5 本件生徒の自死後における学校及び市教委の対応状況

1 保護者に対する学校の対応

保護者会では、本件生徒が自死したことについては触れられなかった。

これは、本件中学校において、「本件生徒の遺族の意向」に沿うべくとられた対応であったが、結果的には本件生徒の遺族の意向とは齟齬が生じていた。

遺族の意向が誤解されたまま保護者会が開催されたことは、その後に遺族が学校側に不信感を抱く一因となった。

2 本件中学校による「学級意識調査」について

(1) 調査結果の検証及び分析について

本件中学校では、平成20年9月29日に全校生徒を対象に「学級意識調査」を実施しているが、その結果を本件生徒の自死との関係でどのように検証し、又は分析したかについて資料が全く存しない。

上記調査の結果を保護者に報告した文書（平成20年10月6日付「館山三中学校だより」）には「今回の調査等を通して、田副くんの死に直接つながる事実があるかどうか観てまいりました。その結果、「からかい」等のいじめにつながるいくつかの事実はありましたが、直接、田副くんの死と結びつくと思われる要因はわかりませんでした。」との記載があり、上記調査によっても本件生徒に対するからかい等があったことが他の生徒から指摘されていた可能性があるが、これについての分析や再調査の必要性の検討などがなされた形跡はなく、生徒の自死という重大事態が生じている状況における対応として十分であったかは疑問である。

(2) 資料の廃棄について

「学級意識調査」では、生徒及び教員から調査用紙が提出されており、これらは本件中学校において段ボールにまとめて保管されていたが、平成23年3月に廃棄された。調査用紙の廃棄が、事実の隠蔽等を目的としてなされたものとは考えられないが、いまだ本件生徒の自死の原因等は何ら解明されていない状況において、重要な原資料を本件中学校の校長及び教頭だけの判断で廃棄したことは不適切な対応であったと言わざるを得ず、このことは、本件生徒の遺族の本件中学校及び市教委に対する不信感を著しく増大させる要因となつてもいる。

この問題は、このような重要な原資料の保管や管理をもつばら本件中学校に委ねてい

たという市教委の取扱いが適当であったかという観点から反省されるべきであろう。

3 市教委による対応について

本件発生直後から繰り返されていた本件生徒の保護者からの指摘や要望を踏まえると、平成21年の段階で、市教委として本件中学校による調査等が十分であったかを検証したり、市教委が主導して調査等をすべきかを検討したりする余地はあったように思われる。

市教委による本件についてのアンケート調査は、本件生徒の遺族から再調査を求められたことに応える形で行われたのであるから、本件生徒の遺族側との協議を行うなどして、調査方法等について本件生徒の遺族らの納得を得る努力はすべきであったと考えられる。

また、市教委がアンケート調査の結果を本件生徒の父親に開示した際に、開示資料から一部の調査結果が漏れていたという問題が二度にわたり起きている。これについて、市教委に隠蔽その他の意図があったことを示す証拠はないが、本件生徒の遺族が市教委に対する不信感を一層強めたのは当然で、市教委の対応は、あまりに慎重さを欠いたものであった。

第6 再発防止に向けた提言

1 いじめの発生防止に向けた取組み

- (1) いじめ防止教育の実践
- (2) いじめに対する科学的理解の重要性
- (3) 多様性を理解するための教育
- (4) 部活動への全員入部制の見直し

2 いじめの早期発見・早期対応を可能とする体制整備

- (1) 被害者の立場に立ったいじめの把握
- (2) 多様な情報提供ルート確保等
- (3) 教員の負担軽減

3 子どもに関する情報共有の体制整備等

- (1) 情報の記録化等
- (2) 学校と家庭、地域等との連携
- (3) 小・中学校間の連携

4 子どもに対するケアの充実

- (1) いじめ等の相談があった子どもに対する継続的なケア
- (2) 加害者への継続的な対応

5 重大事態発生時の対応

- (1) 責任の所在の明確化等
- (2) 関係者の心情を踏まえた対応
- (3) 調査における客観性、公正性、中立性の確保

以上